

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月現在)

テーマ「DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R5-指-3	P45	指摘	DX推進課	<p>IT関連の外部委託契約書の見直しについて</p> <p>相模原市において調達時・運用時の情報セキュリティ対策として、外部委託先等に対する指導・監査について、その根拠が契約書等に記載がない等の理由により、行われていないとの記載がなされていた。</p> <p>委託契約書上は、相手先への調査権限を記載するとともに、特に情報セキュリティ上情報資産を相模原市と同一のものを取り扱う業務委託先においては、内部・外部監査を義務付けたり、場合によっては相模原市や相模原市が指定する外部の監査団体に情報セキュリティ監査を義務付けることができる旨の条項を契約書に記載すべきである。</p>	措置済 (R7.8)	<p>相模原市では契約書内の「個人情報の取扱いに関する特記事項」において、相手先への監査に関する規定を記載していたが、個人情報に限らないセキュリティ対策について市が監査を義務付けることができる旨の記載がされていなかった。</p> <p>このため、令和6年4月より、IT関連の業務委託契約を締結する際に、相手方と協議のうえで、約款に市が監査等を実施することができる旨を記載することとした。</p>

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月現在)

テーマ「DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R5-指-4	P76~77	指摘	DX推進課	<p>公共施設予約システム(さがみはらネットワークシステム)における契約違反条項について</p> <p>さがみはらネットワークシステムの「公共施設予約システム開発・保守・運用業務委託」契約において、第3条(権利義務の譲渡等)において「第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定されている。</p> <p>しかるに、2021年(令和3年)4月1日に富士通株式会社は富士通JAPAN株式会社に権利譲渡されており、それに先立ち2021年(令和3年)1月28日に吸収分割契約書が富士通株式会社と富士通JAPAN株式会社との間でかわされている。</p> <p>これに伴い、相模原市においては、従来からある当該契約が、あたかも社名変更のケースと同様に「自動的に」承継され、なんらの手続きも存在しておらず、本契約第3条に抵触する事例である。</p> <p>本件契約第3条は、一般に「エスクロウ条項」というもので、契約していた会社が倒産等により事業譲渡される場合に、発注者が望まない新たな契約者に業務が行われることを避けるためのもので、近時は、日本政府等が望ましいと思われぬ国の企業に契約先企業が買収され、住民の個人情報や地方公共団体の政策の詳細が他国に漏洩することを避ける場合にも使われるものである。本件においては、そのような事実は考えられないが、事業譲渡によりこれまでの業務内容や担当者の変更があるのか、契約の手続きや体制に変化はあるのかを把握し、相模原市内部で協議をし、その結果を文書化することが必要であったと考えられる。</p>	措置済(R7.8)	<p>本契約において、権利譲渡前である令和3年3月に富士通株式会社より市に対して連絡があった際、社名変更と誤認して処理を行っていた。</p> <p>このため、当時提出された吸収分割契約書から承継の事実が確認でき、変更届により適正な相手方が確認できることなどの状況を総合的に踏まえ、令和6年3月に提出済書類及び新たに作成した経緯書をもって第3条に定める承諾行為に代えることとした。</p>

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月現在)

テーマ「DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R5-指-6	P151~152	指摘	路政課	<p>相模原市道路情報管理システム(SRIMS)の保守委託契約書の内容について</p> <p>相模原市道路情報管理システムの保守は株式会社インフォマティクスに委託され実施されている。その中で、実際の保守に関する具体的なサポート対応に関しては、応答サポート一覧表(Excel媒体)に記載され、所管課と保守業者でやり取りがなされている。当該サポート一覧表において、保守点数の記載があり、電話等にて技術的サポートを受けたのうち、職員での対応が困難なものについては、年間15点までの保守点数を消費して対応している。主な消費の内容は以下の通りである(サンプリング抜粋)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域に重なっている住所情報をcsv出力 保守点数2点 ・調書平面図・台帳の取り込み作業依頼 保守点数2点 ・組織改編の課名変更に伴うシステム改修(ユーザIDの新規登録、廃止及び登録情報の変更以外の作業) 保守点数3.5点 <p>当該保守点数は、業者の作業負担量等を考慮した上で、所管課と保守業者とのやりとりで随時決定されており、契約書含め関連書面を閲覧した所、当該実務運用に関する記載はなかった。相模原市側の人事異動・保守業者の担当者変更で当該内容が変わる可能性もあることから、今後のトラブル防止のため、契約書または覚書等で当該運用と消費する保守点数の基準について文言で明記することが望ましい。</p>	措置済(R7.8)	令和6年度の契約書において、「属性項目の修正及び追加作業」、「調書平面図・台帳の取り込み作業」など作業内容に応じて消費する保守点数の基準を定め、1人工/日を原則1点として年間の保守点数と運用方法を明記した。

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月現在)

テーマ「DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R5-指-7	P160	指摘	政策調査課	<p>パスワードの変更について</p> <p>議会ホームページの管理は、主に日々の情報更新にかかる部分については所管課の担当職員が実施している。この管理業務を行うためにはパスワードが必要であり、このパスワードは議会局で1つ用意されているが、かなり長い期間変更されていない。</p> <p>ホームページの管理は、URL、ID及びパスワードがあれば、どこのインターネット環境でも可能である。相模原市の情報セキュリティの規定に従い、定期的にパスワードを変更することにより、職員が相模原市の各部署に年度ごとの人事異動があっても当該パスワードが漏洩することがないようにする必要がある。</p>	措置済 (R6.10)	<p>議会ホームページシステム管理担当者が異動した際に、管理用パスワード変更の操作方法が引き継がれなかったため、平成31年3月末以降、パスワードの更新が行われていなかった。</p> <p>このため、令和5年12月にパスワード変更の操作方法をホームページの保守委託業者に確認し、パスワードを変更するとともに、パスワード変更の操作方法マニュアルを作成した。</p> <p>当該システムは、議会局内の他課職員もパスワードを利用しており、職員の人事異動の時期も異なることから、今後は3か月に1回、システム管理担当者がパスワードを変更するとともに、利用する職員に変更内容を周知する。</p>
R5-意-4	P45	意見	緑区役所地域振興課	<p>緑区特設サイトの充実(区のビジョン推進事業)について</p> <p>緑区特設サイトについては、年間11,000件以上のアクセス件数を達成することが成果目標とされていたところ、2022年度(令和4年度)の4月から1月末までの実績で5,834件に留まった。</p> <p>イベントの紹介のみに留まらず、「デジタル技術を活用して観光の魅力や価値を高める取り組み」である観光DXの一分野としてとらえ直す必要があると考えられる。これについては、行政側の一方的な情報にこだわらず、地域の情報、出来の良い映像コンテンツの開示等、地元の住民・企業も参加して掲載できるものとするのが有効であると考えられる。さらに、ホームページを利用した申込等の充実等の更なる充実が必要であろう。</p>	対応済 (R6.6)	<p>緑区特設サイトについては、ページレイアウト等の構成が視認しやすく、即応性のある情報更新ができない仕様であったため、令和4年度末にページレイアウト等の構成を見やすく、分かりやすい形式に改めるとともに、即応性のある情報更新が行えるよう改修した。</p> <p>また、令和5年度に特設サイトを活用したデジタルスタンプラリーの企画等を行うとともに、地域の情報について地域おこし協力隊による発信なども開始しており、令和5年度の4月から1月末までのアクセス件数の実績は、27,348件の状況となっている。</p> <p>引き続き、観光DXの一分野として、更なる充実を図っていく。</p>

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月現在)

テーマ「DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R5-意-5	P45~46	意見	DX推進課	<p>PC用モニター等の個別支給等について(職場環境の改善)</p> <p>勤務時間の間専ら入力作業を行うことを業とする職員においても、他の職員と同様のノートPCが支給されており、場合によっては自己の費用で大型のモニター等を購入し業務を行っている者も存在している。</p> <p>職場環境の改善という観点からは、勤務時間の間専ら入力作業を行うことを業とする職員や視力に問題がありやむをえず大型画面を使用せざるを得ない職員等においては大型のモニターを支給する等の措置をとることが望ましいと考えられる。今後、検討されたい。</p>	対応済(R7.1)	令和5年度にモニター設置希望を調査し、令和6年6月～9月に設置基準を満たす希望課に対して、合計1,237台のモニターを全庁に配置した。
R5-意-7	P75	意見	DX推進課	<p>データ修正部署と利用部署の一元化について</p> <p>現行の住民記録システムの利用において、国からのデータ修正依頼を受けて修正入力を行う担当者は、住民基本台帳を実際に利用している課でもなければ、DXを担当する部署の担当者でもない別組織の職員となっている。この点管理が一元化されないために何らかの事故等が発生するリスクともなりうるものである。国からデータの修正を受け取る部署は、実際に本システムを利用している部署か、DXの担当者とするのが望ましい。</p>	対応済(R7.1)	<p>住民記録システムの利用においては、窓口部署と総括部署が一体となり、管理・運営を行っている。国からのデータ修正依頼がある場合には、総括部署の修正後に窓口部署が必ずチェックすることで、事故等の発生を防いでおり、リスク回避ができることから現行の体制のままとする。</p> <p>さらに、データ修正をDX担当部署と連携して実施しており、管理体制の強化を図っている。</p> <p>なお、法改正等により住民基本台帳のデータ修正・更改を要する際には、その対象範囲が膨大な場合は、システムベンダーによる一括修正を行い、修正後の確認を窓口部署が行うこととしている。</p>
R5-意-9	P76	意見	DX推進課	<p>ネットワーク等による容量の設計等について</p> <p>情報共有基盤システムにおいては、平成31年3月稼働後5年以内で共有フォルダ、メールボックスの容量不足が問題となり、改修が必要となっている。ネットワーク等による容量の設計等については、現在の利用状況及び将来の拡張状況を想定して、少なくとも10年程度は容量の問題が生じないように適切な設計が望まれる。</p>	対応済(R7.1)	<p>令和7年1月の情報共有基盤システムの更新により、課単位の共有フォルダの容量の増設、職員単位のメールボックスの容量の増設及びクラウド上に新たな容量の確保を行った。</p> <p>今後も更新計画を見据えた適切な容量確保に努めていく。</p>

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月現在)

テーマ「DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R5-意-15	P96	意見	財政課	<p>再委託の確認及び監督の強化について</p> <p>「統合文書管理・財務会計オンラインシステム開発・保守・運用業務委託」契約における再委託先を確認したところ、そのひとつの契約において、委託先である日本電気株式会社からA社、B社、C社、D社の4社に再委託され、書面承諾の手続きを経ているとのことであったが、調査を進めると、日本電気株式会社から再委託されているのはA社のみであり、B社、C社、D社はA社から委託を受けているのが実態であった。</p> <p>再委託の状況が、市が把握している事実と異なっていた点については、日本電気株式会社からの報告が不適切だったものであり市に落ち度はないというものの、本来再委託の承認は、再委託先の把握だけでなく、再委託業務の内容の把握も行うものである。個人情報漏洩等の事故の多くの事例が、再委託会社の従業員が行うケースが多いことを考えると、今後再委託先については、その会社と再委託の業務内容を確認しつつ、実際の業務が契約に従った従業員が与えられた範囲の仕事を行っていることまで監督を強化することが望まれる。</p>	対応済(R6.6)	<p>本案件については、委託先である日本電気株式会社から提出を受けた再委託承認申請書の確認のみを行い、再委託の承認を行っていたことにより発生した事象である。</p> <p>上記経過を踏まえ、委託先である日本電気株式会社から実施体制構成図を受領し、再委託及び再々委託先を適切に確認するとともに、業務内容についても確認を行った。</p> <p>次回以降は契約の段階で実施体制構成図等を受領し、再委託先の業務内容等についての監督を強化する。</p>

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月現在)

テーマ「DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R5-意-19	P103	意見	DX推進課	<p>相模原職員のリスクリング</p> <p>総務省「自治体DX推進のための職員育成の取組」(令和4年6月3日)などで、自治体DX・情報化を推進するための職員育成の取組事例が紹介されているところである。</p> <p>DX人材育成のため、庁内職員のリスクリングが望まれる。定年退職者の再雇用に際しても、リスクリングによりDX・情報化に対応した職員は有用と考えられる。</p>	対応済 (R7.1)	<p>令和6年11月に庁内各課で任命されている情報化推進者に対してDX推進に係る研修を開催しDX人材育成の推進を図った。</p> <p>今後は別の役職や役割等、新しい枠組みによる庁内職員へのリスクリング等も検討し、引き続きDX人材の育成を推進していく。</p>
R5-意-21	P113~114	意見	資産税課	<p>家屋経年異動調査システム導入の効果について</p> <p>平成28年度に「家屋経年異動調査システム」を導入し、デジタル写真の比較及び高低差の機械抽出により家屋の異動を把握できるようになり、業務の効率化が図られた。また、当システムの導入は、課税対象物件及び滅失物件の把握漏れ防止にもつながっている。</p> <p>家屋経年異動調査システムの導入は、課税対象をより正確に把握するという成果をあげていることは間違いなく、同時に、課税担当課(資産税課)職員の業務負担の削減・業務時間の短縮の効果も大きいと考えられる。当システムのさらなる活用を契機に、業務プロセス全体のデジタル化を図り、更なる業務改善やコスト削減につながることを今後も期待される。</p>	対応済 (R7.1)	<p>家屋評価事務の業務プロセス全体のうち最もデジタル化が進んでいないものは、課税客体の調査に係る事務であった。業務プロセス全体のデジタル化を図るため、令和6年度において、現地調査での大判の紙地図の使用を廃止し、現地調査アプリケーションを搭載したタブレットの導入を行った。</p> <p>当該紙地図の作成に要する業務負担を軽減するとともに、現地調査アプリケーションのGPS機能を用いることで現地調査をより効率的に実施することが可能となった。</p>

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月現在)

テーマ「DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R5-意-24	P140	意見	子育て給付課	<p>自動化機能の追加について</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付事業において、子育て給付課は年次で滞納者へ催告書を送付する業務を行っている。当該催告書については、母子父子寡婦福祉資金貸付システムより出力されるが、送付対象外である「破産、死亡、税制・債権対策課に移管した債権」に関する滞納者宛にも出力されるため、職員が事前にデータを確認し、手作業で送付対象から除外していると伺った。</p> <p>これら送付対象外分も含めた滞納債権の対象件数は852件(2023年12月19日現在)であり、送付対象は一つの債権で債務者、連帯債務者、連帯保証人の最大3名であるため送付先は1,000件を超えており、当該送付先判定作業に多くの事務量が発生している。</p> <p>この点、システム改修を行い、仕様を定めれば当該送付先をシステム上で除外できる可能性があるため、費用対効果を踏まえた上で、事務効率化の観点から当該判定の自動化を検討されたい。</p>	対応済 (R7.5)	令和6年12月に、「破産、死亡、税制・債権対策課に移管した債権」が判別できるパラメータを設定し、EUC機能により抽出できるよう、対応を行った。

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月現在)

テーマ「DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R5-意-25	P141	意見	子育て給付課	<p>適正な操作権限の設定等について</p> <p>保守対応のインシデントの中で、調定額のエラーが発生したのが見られた。これによると、システム上調定額が確定した後のデータの修正が担当者レベルで可能となっているのではないかと疑われる事例である。</p> <p>基本的に、調定額が確定した場合のデータの修正は不可とし、その後何らかの誤りが発見された場合には、決裁稟議を経て、特権IDにより直接データを修正できるようにする対応に改めるべきと考える。</p>	対応済(R7.5)	<p>担当者のシステム操作権限を見直し、令和7年5月に「調定結果保守」メニューの担当者操作権限を削除し、特権IDのみで操作ができるよう変更を行った。</p>

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月現在)

テーマ「DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R5-意-28	P160~ 161	意見	政策調査課	<p>市議会に関するアンケートについて</p> <p>「議会と閲覧者との双方向コミュニケーション」が実現できるような仕組みの一つは、ホームページのトップページの左下に「お問い合わせ」があり、ここから市のホームページ内の「組織と業務」のページを通じて、議会局の各課にメール等により問い合わせることができるというものである。</p> <p>さらにもう一つの方法として、これもトップページに「市議会に関するアンケート」があるのだが、これについては平成26年5月以降実施されていない。</p> <p>「お問い合わせ」では、市民の側の提案や意見が市議会に送られてくるのだが、これだけでは市議会の側が市民に聞きたいことや聞きたいことが届かない。やはり、「市議会に関するアンケート」により、逆に市議会が市民に聞きたいことや聞きたいことを積極的に発信することにより、真の双方向コミュニケーションが実現できると考える。</p> <p>無論、常に市議会から市民に訴えたいことがあるとは限らない。しかし、定期的にアンケートを実施することで、市議会の姿勢が広く市民に伝わり、参加してくれる市民も増えるのではないかと思われる。市議会に関するアンケートの今後の実施を検討されたい。</p>	対応済 (R7.1)	<p>「議員」が「住民(個人・団体)」とのコミュニケーション(対話)によって民意を把握することの重要性は、誰もが認識するところである。また、インターネットが対話手段の一つであることも事実である。その一方で、市議会ホームページはあくまで「議会」のページであり「議員」のページではないため、対話の内容は「議会」に関するものに限らざるを得ない。この点は市議会ホームページを構築した当初より意識していたことから、これまでに実施した案件としても「市議会ホームページに関するアンケート」及び「相模原市議会基本条例(案)に関する意見募集」の2件に留まっていたものである。</p> <p>今回の意見を受け、ホームページを通じたアンケートの実施手法を課内で改めて確認した。そして、令和6年が「市政に関する世論調査(広聴広報課所管)」において「広報」の項目を設けるタイミング(3年ごとの経年調査)であることを捉え、当該世論調査と歩調を合わせたアンケートを実施することとし、各会派の議員で構成される「広報会議」での協議を経て、8月から9月にかけて「議会広報に関するアンケート」をホームページ上で実施した。その結果、103件の回答(インターネット上での回答数)を得ることができ、その内容は11月の広報会議で確認され、12月に市議会ホームページへ掲載した。</p> <p>定期的な実施については、アンケートの題材の選定を含め、広報会議等で検討していく。</p>

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月現在)

テーマ「DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
----	------	----	-----	-------------	------------	-----------

指摘事項		意見	
措置済	4	対応済	10
未措置	3	未対応	19
合計	7	合計	29